

ときは、是れ命數既に盡きたるものにして、到底恢復の見込なし、訟、小畜、頤、家人、益、旅、渙、夫濟の八卦は、官鬼爻なきものである、若し官鬼の爻が旺相にして、妻財の爻が動くときは、病永びきて十の八九は生命覺束なし。

既に第十三章にも載せたる通り、乾を首と取り、震を足、坎を耳、又艮を手、又指、肱、坤を腹、巽を腸、陰、離を目、兌を口、又頰、と取る、而して又初爻を腹部、腸胃腎肝とし、二爻を皮膚、及び筋肉とし、三爻を腰部、脚部とし、四爻を肺とし、心とし、神經とし、五爻上爻を頭部とす、今若し官鬼が頭部に在るときは頭痛を患ふべく、腹部に在るときは腹痛を患ふべく、耳目鼻口等皆然り。

又五行より言へば、心は火を主り、肺は金を主り、脾は土を主り、腎は水を主り、肝は木を主ると支那の説に見ゆ、而して諧誦に便ならしめんが爲めに、「心火小腸舌穴毛、肺金大腸鼻皮息、脾土胃腑身肉乳、腎水膀胱耳骨齒、肝木膽腑眼筋爪」といふ古語あり、今日の學説より言へば、少しく異なるに似たれども、要するに中らずといへ

ども遠からぬのである、しかしこれは兎に角、此の説より推して、官鬼が火に屬するときは心の病とし、金に屬するときは肺の病とし、土に屬するときは脾の病とし、水に屬するときは腎の病とし、木に屬するときは肝の病とす。

又如何な藥石を用ゆべきかを占ふには、初爻を鍼と取り、二爻を酸藥と取り、三爻を甘藥と取り、四爻を苦藥と取り、五爻を辛藥と取り、上爻を醫師と取る、而して初爻が子孫爻なれば鍼、又は注射を用ゐて妙なり、又子孫爻が二爻に在るときは酸藥を用ゆべく、三爻に在るときは甘藥を用ゆべく、四爻に在るときは苦藥を用ゆべく、五爻に在るときは辛藥を用ゆべし、上爻に在るときは、醫師に一任するの外なし。

又世爻を病人、即ち病と取り、應爻を醫師と取る、今若し醫師より病を剋するとき、回復の望みあれども、病より醫師を剋するときは藥石、效なかるべし、殊に世爻が若し官鬼にてあるときは、存命は到底覺束ないのである。

第四十八章 晴風雷雨

凡そ晴雨を占ふには、先つ八卦をそれら五行に配當して見るべし、言ふ迄もなく乾兌は金なれども、それと同時に乾は天、兌は澤なれば、乾は日本晴れの兆とし、兌は降りみ、降らずみ、半陰半晴の兆とす。又震巽は木なれども、同時に震は雷、巽は風なれば、震は季節に依りては雷鳴の兆とし、又季節に依りては、雷はなき筈なれども、右もすれば非常の雷鳴あり、且つ震と共に巽風あるときは、大風雷鳴の兆とす、坎は水にして雨を主り、離は火にして晴を主る、故に若し本卦、之卦、互卦の内に坎の卦多ければ雨降り、離の卦多ければ晴るべし、坤と艮とは土なれども、坤は地と取り、艮は山と取る、坤は地氣ゆえに陰る事を主り、艮は止まる故に、久しく降りたる雨をみて晴るゝことを主る、且つ土は水を剋する故に、雨を剋して霽れしむるの象とも取る。

同じ坤艮にても、春占ひて二卦を得れば、雨聊り降りて地潤ふの象と取れども、夏なれば晴れて暑氣酷し、又乾は晴天なるべく、坤は曇天なるべき筈なれども、早のつゝきたる折に乾の卦を得るときは雨降り、久しく雨天であつた揚句に坤の卦を得るときは晴ることあり、是れ老陽は少陰に變じ、老陰は少陽に變する故である、又同じ乾兌の金にても、秋に得れば晴れ、冬に得れば雪降る、離と震と累なれば雷電共に作り、坎と巽と累なれば風雨作る、冬の占ひに坎ありて離なければ雨降りて寒甚だしく、夏の占ひに離ありて坎なければ、大旱にして暑甚だし。

又成卦の上にて言はんに、艮下離上放の卦を得れば暮に雨降りて朝に霽るべく、巽下坤上計地風坤下巽上觀の卦を得れば四時俱に風吹く。舟を行るに利しからず、坎下艮上家の卦、又は艮下坎上の巽の卦を得れば曇天間違ひなし。
又水爻動くときは雨降り、火爻動くときは晴れ、木爻動くときは風吹き、金爻動くときは亦雨降り、上爻動くときは陰るといふ。

又父母爻動くときは乍晴れ、乍雨なり、兄弟爻動くときは風吹きて、冬は雪霜露など夥多しく、妻財爻動くときは雲出で雨降り、子孫爻動くときは虹出で、雨止み、官鬼爻動くときは、雷鳴ありといふ、實地に臨みて巧みに判断を下すべし。

觀乎天文以察時變

觀乎人文以化成天下

下 篇

第四篇 占 例

第四十九章 雀、梅枝に争ふの占

既に前篇に於て述べた通り、此の梅花心易の中には年月日時を算へて占ふの法あり、又は之に據ることなく、尺度、衡量に據りて占ふの法あり、形状、音聲、色彩等に據りて占ふの法などあり、其の占法は一々説明したれども、未だ其の占例を擧げざりしゆえ、本篇に於ては更らに占例を記載せんとす、而して先づ人口に膾炙したる雀が梅枝に争ふの占例より始めやうと思ふ。

宋の仁宗皇帝の天聖六年戊辰の冬、邵康節は、偶ま二羽の雀が梅枝に争ひ、喰ひ合ひて地に墜つるを觀た、因つて思ふやう、梅は固より静物なれば占ふの要なし、雀も

亦我れに何等の關係なきに依り、本來なれば別に占ふに及ばぬ筈なれど、今二羽の雀が相闘ひて地に墜つるは奇蹟なれば、イデー占を試みると、さて此の時は丁度十二月十七日の申刻であつたれば、聖の如く年月日時の占法を用ゐて、先づ辰を五と置き、次に月數十二、日數十七と置き、合せて三十四として、之を入にて除したるに、殘數は二であつた、即ち兌の卦である、よつて上卦を兌と爲す、次に年月日の合數三十四に、刻數九申は子丑等より教へて九であるを加へて四十三とし、之を入にて除したるに殘數は三にして離の卦に當る、よつて下卦を離と爲す、上卦は兌で、下卦は離ゆえに、澤火革の卦となる。次に年月日時の合數四十三をば六にて除したるに殘數一を得た、即ち初爻である。

さて右の如く本卦は澤火革 ䷰ にして、其の初九が動爻である故に、之卦は澤山咸 ䷞ となる。又互卦は如何と尋ぬるに、本卦たる澤火革の中爻、即ち二爻より五爻迄を取るときは、 ䷀ 、上卦は乾にして、下卦は巽となる、即ち天風姤の卦 ䷫ である。

是に於て邵康節は此の占ひに據り、家人を誡めて、

「明日黄昏に臨み、隣家の少女來りて此の花を折取るべし、決して之を驚かすべからず。」

と言つた、果して其の如く、翌夕少女が來りて花を折つた、而して花守の童子は邵氏の誡を知らずして少女を叱り逐ひたれば、少女は大に驚き、狼狽して枝を取外し、落ちさまに我が股を突き傷つた、尤も生命には別條がなかつた、今之を委しく釋くときは左の如し。

【第一】本卦は澤火革にして、其の下卦に動爻九ある故に、上卦が體にして、下卦は用である、上卦兌金は少女と取り、下卦離火は、火剋金とて、用より體を剋す、即ち少女を剋し、少女を害するの象あり。

【第二】互卦は天風姤にして、上卦乾金は下卦巽木を剋す、且つ巽は又股と取る、又此の互卦の巽木は、木生火とて本卦の離火を生じ、之をして勢盛んならしむ、さて本

卦の兌少女は來りて互卦の巽木を剋す、且つ乾金も之を剋す。是れ少女が梅枝を折取るの象である。されど離火の勢ひ盛んにして、下方より兌少女を剋するは、則ち少女が下方から股を傷けらるゝの象である、此の巽木、即ち股は、亦乾金からも剋せらるゝ故に、何れにしても股は甚たく傷けらるゝの象である。

【第三】之卦は澤山咸にして、上卦は兌金、少女であり、下卦は艮土である、土生金とて、下卦の艮土は、上卦の兌金を生じ、且つ少女をして生存せしむ、ソコデ彼の少女は頗る股を傷けらるゝといへども、生命にはかゝはらぬことが明かである。

第五十章 牡丹の花を觀て其運命を知る

其の翌年、即ち天聖七己巳の年、邵康節は友人と共に洛陽に遊び、一日牡丹の花を觀る、稔郁として心を樂ましめ、宛ながら仙境に遊ぶの感あり、時は三月十六日卯の

刻であつた、友人霎時恍惚として酔へるが如く、少遷あつて云ふ、眞に天地の美觀なり、さりながら永久に此の美を存することは決して望むべきにあらず、先生此の花の何時まで榮え、何時衰ふることを占ひ得るや、康節答へて云ふ、然り、盛衰固より其の數ありて免かるゝこと能はず。我れ君の間に應じて之を占はんと、乃ち己の年を六と取り、三月を三、又十六日を十六を取り、合せて二十五とす。例に依て之を八にて割るに殘數は一であつた、即ち乾の卦である、之を上卦とす、次に此の年月日の合計二十五へ、刻數四 卯の時を加ふるときは二十九となる、又之を八にて割りたるに殘數は五であつた、即ち巽の卦である、之を下卦とす、上卦は乾、下卦は巽ゆゑに天風姤である、次に年月日時合計二十九をば六を以て割りたるに殘數は亦五であつた、即ち天風姤の九五である。

ソコデ本卦は天風姤(䷫)にして、其の九五が動爻である故に、之卦は火風鼎(䷱)となる、又互卦は如何と尋ぬるに、本卦たる天風姤の二爻、三爻、四爻、は

乾の卦にして、三、四、五の三爻も亦乾の卦なれば、乾下乾上即ち乾爲天の卦(三三三)である。

さるに依て邵康節は友人に向つて言ひへるやう。

『天なるかな、命なるかな、此の牡丹花は、明日正午茲處に来れる馬の爲めに蹂躪らるべし』

と、果せるかな、其の翌日諸侯觀花の爲めに來遊びたるに、偶々其の牽き來れる二頭の馬が相闘ひ、花間を走りたるに依り、花は忽ち散々に踏み損はれた、今之を解釋するときは左の如し。

【第一】本卦は天風姤にして、其の上卦に動爻ある故に、下卦が體にして、上卦は用である、上卦の乾金は、下卦の巽木を剋す、且つ乾を馬と取る、馬が草木と爲すを蹂躪するの象あり。

【第二】互卦は乾爲天にして、上卦下卦共に乾金なれば、俱に巽木を剋す、且つ今述

たる如く、乾は馬と取り、上卦下卦共に馬なれば、兩馬等しく草木を害するの象あり。

【第三】之卦は火風鼎にして、上卦は離火、下卦は巽木である。離火は巽木を傷はざれども、離は南方の卦にて、太陽、正午に南方に在るゆゑ、離は時刻に取れば正午である、是に於て出來事の時刻の正午であるべきを知るべし。

【按ずるに、前章に擧げたる少女金は樹枝より落ちて甚たく股に負傷したれども、良土の之を生ずるあるを以て、死亡と迄には至らなんだれど、此の章に擧げたる牡丹花木は、之を剋するものゝみ多くして上下二卦皆乾金、之を生ずるものなきに依り、なほ花は散々に踏み損せられて故に復し能はぬこと察せらる。】

第五十一章 沈香の贖物であることを看破す

其の後四年を経て、明道二癸酉の年、八月二十五日正午に、賣樂商あり。邵氏の門

前に來りて沈香を買ひ玉へといふ。康節之を見て、これ沈香にてはなし。朽木なるべしと言ひたるに、賣藥商首を掉りて、否々最上等の沈香にして香氣比類なしといふ。康節復た論じて、火中に水あり、水澤の木なり、決して沈香にあらず。察するところ久しく朽ちたる木であらう、藥用にはならずといひたれば、商人類を脹らして去つた。半月程經て、友人來りて云ふ、某家に法事ありて香を燒きたるに、其の香毫も馨らなさんと、康節問ひけるやう、其の香は何人が携へ來れるやと、委しく問ひ質したるに、前日我が家に携へ來つた沈香であつた。康節之を釋ていふ。

『前日彼の商人が携へ來つた時、我が門前に於て其の香を手から墜した。ソコデ我れは年月日時を合せて之を占ひたるに火澤睽の九二を得た。』

【接するに、當日は癸酉の八月二十五日なるに依り、十酉と八月と二十五日とを合はすときは四十三となる、八にて除すれば殘數は三である、離の卦なり、又此の合計四十三に時の數七刻午のを加へて五十と爲し、八にて除するときは殘

數は二となる、兌の卦なり、又此の五十を六にて除するときは亦二となる、九二なり、乃ち得たところの卦は火澤睽の九二である。』

上卦の離は體にして、下卦の兌は用に、且つ九二の動爻が變するときは、火雷噬嗑となる、上卦は離火にして、下卦は震木なり、本卦の下卦兌は西と取り、澤と取る、即ち西方の澤である、變卦の下卦震は木と取る、兩下卦を合はすれば、西方の澤中に在る木と取るべく、沈香とは爲し難し、互卦の上卦は坎水なり、下卦は離火なり。

【接するに、火澤睽の二爻、三爻、四爻は離火なり、三爻、四爻、五爻は坎水なり、乃ち水火既濟の卦である。』

火上に水あるは湯の象である、又噬嗑の卦の互卦は何かと尋ぬるに、水山蹇の卦である。

【接するに、火雷噬嗑の二爻、三爻、四爻は艮山なり、三爻、四爻、五爻は坎水

なり、乃ち水山蹇の卦である。】

山上に水あるは、亦澤の象である、顧ふに此の物は、西方の山上に在る潦中に浸したる木なるべし、試に湯の中へ入れて煎じて見よ。必らず明瞭なるべし、と、果して其の通りであつた。

【按ずるに、以上第四十九、第五十、五十一の三章に於ては、年月日時を算へて卦と爻とを布くの占例を述べた、以下は年月日を用ひずして占ふの例を載せんとす、而して先づ聲の數に據りて占ふの例より説き始めん。】

第五十二章 人あり夜間、物を借りて

來たる時の占例

邵康節或る冬の夜、其の子伯溫と爐を圍みて談話し居たるに、門を叩く者あり、時

正に酉の刻、客は一聲を發したるのみにて中止し、少遷ありて再び門を叩き、五聲を發して且つ借りたき品物ありて參上せりと云ふ、邵康節答へて云ふ、霎時その借りたき品物を言ひ給ひぞと、顧みて其の子伯溫に向つて云ふ、豫て予が傳へ置きたる心易に因りて試みに其の品物を占ふと、伯溫乃ち最初の一聲を以て乾とし、次の五聲を以て巽とす、上卦乾にして下卦は巽なるが故に天風姤とす、次に一聲の一と、五聲の五と、酉の刻の數十と、此の三つを合算して十六と爲し、之を六にて割りたるに殘數は四であつたれば、乃ち天風姤の九四とした。

天風姤
九四



此の九四が變すれば巽となること左の如し

巽爲風
(之卦)



第五十二章 人ありて夜間、物を借りて來りたる時の占例

互卦 爲天



さて伯温は以爲らく、本卦、之卦、互卦の三卦中に、乾金三卦、巽木三卦あり。乾は短かき硬金にして、巽は長き木なりと、因て父に向つて云ふ、その品は必らず鋤であるべしと。

しかし邵康節は否定して云へらく、「否々誤れり、成程卦面上より考察するときは左もあるべし、さりながら道理上より推考するに、夜に入りて鋤を借りに來ることはあり得べからず必らず、斧を借りに來たのであらふ」と、果してその通りであつた、先生が此く斷定したる理由は、斧は柴を切るに用ふるものなるを以て夜分に使用すべき故である。

此の占のみならず、すべて占ひは、卦面によりて判斷すると同時に、道理をも併せ考ふべきである。

【接するに。此の占例は、第十九章鳥の鳴く聲を聞きて判斷する法の占例である。】

第五十三章 老人の、憂色あるを見て

判斷を下したる占例

己丑の日、卯の刻、邵康節、途上に於て一老人が東南の方より來るに遇ふた。只見れば何處となく憂色を呈はして居た、先生、老人に向つて「何か心配事にもあるか」と問ひたるに「否、何も心配事なし」と答ふ、さるにても憂色あるは訝かしたとて先生聽て占はれた、その占法、老人を乾と取りて上卦とし、東南方を巽と取りて下卦とし、天風姤の卦を得た、又乾の數一、巽の數五、卯の數四を合はせて十とし、之を六を以て割りたるに殘數四を得たれば、天風姤の卦の九四とした、さてその爻辭を觀るに、

『包』に魚なし。起つときは凶なり。』

とありて甚だ面白からず。

【按ずるに、九四は初六と應ず、然るに初六の魚は既に九二の得る所と爲りて、今やその苞の中は、空罈のものけがらである、しかし邵氏の此の所の意では、老人の死の近きに取りたるが如し、そして『起つときは凶』をば、動くときは死を速むると見たのであらふ。】

且つ體卦は巽木にして、用卦は乾金なれば、金剋木とて、用より體を剋す、加之ならず、互卦も亦乾爲天、即ち上下卦共に乾金にして、益す體を剋し、之卦の巽爲風は體を助くるに道なければ、此の卦に遇ひたる以上は、到底生存の望みなし、殊に『起つときは凶』とある以上は、外出するときは益す凶事を速むべし、先生是に於て成卦の數四、合せて十、を折半して五と爲し、老人に向つて云ふ『叟よ、今より五日の中は外出を見合せられよ、さなくば禍に遭ふことあらん』と然るに老人は、それより丁

度五日目に、朋友の家に客となりて魚を食したれば、その骨、咽喉に立ちて死んだ。

第五十四章 青年の喜色あるを見て判

斷を下したる占例

邵康節嘗て散策を試みた時、南方より一青年の來るに遇ふた、青年は何が嬉しか、喜色滿面に溢れて居た、邵康節問ふ、足下は如何な楽しい事があつて其の様に嬉しそうな顔をせらるゝのかと、青年は別に樂しき事なしと答ふ、邵康節以爲らく、樂しき事もなきに喜色の滿面にあらはるゝは理由こそあらんと、是に於て青年を艮の卦と取りて之を上卦と爲し、又その來れる方面が南であるを以て離の卦と取りて之を下卦と爲す、乃ち山火賁の卦である、艮の數は七、離の數は三、合はせて十、且つ當日は壬申の日にて、時間は正午であつたれば、その午の數七をば前の十に加へて十七と

し、六を以て之を割りたるに殘數は五となつた、乃ち山火賁の六五である、爻辭に云く、「丘園を賁る、束帛戔々たり、吝なるも終に吉なり」と。

【按ずるに、此の占ひに於ては、束帛戔々たりを以て結納取替せといふ義に見たのであらふ。】

イカニモ吉辭である、之卦は風火家人なり、互卦は雷水解なり。

さて本卦に於ては下卦の離火を體とし、上卦の艮少男を用とす。

之卦の上卦は巽木にして、本卦の離火を生ず、即ち用より體を生ずるの義となる。

互卦の上卦は震木にして、亦本卦の離火を生ず、之卦、互卦共に生氣の卦である。

只だ互卦の下卦は坎水にして、本體なる離火を剋すれども、此の坎水より震木、巽木の二つを生じ、而して二者亦本體なる離火を生ずる故に、坎水は其の勢ひおのづから

微弱となりて本體を剋する程の力なし。

先生是に於て、青年の爲めに判斷を下して云ふ、足下は今より十七日以内に必らず

婚姻の喜びあるべし」と、果してその通りであつた。

第五十五章 牛の哀み鳴くを聞きて判斷を下したる占例

癸卯の日、丁度午の刻の事であつた、北方に於て牛の哀み鳴く聲が聞えた、先生直ちに占はれた、牛をば坤の卦と取りて之を上卦とし、北方をば坎の卦と取りて之を下卦とした、乃ち地水師の卦である、さて坤八、坎六、合せて十四、之に午の數七を加へて二十一、六を以て割るときは、殘數三、地水師の六三爻である、爻辭に云ふ、「師或は尸を興ふ、凶なり」と、頗る凶辭である。

【按ずるに、此の爻は元來戰爭に大敗して、我が兵多く死亡するの象なり、今因て以て牛の死亡を免かれざるの象としたのであらふ。】

又之卦は地風升にして、用卦の巽木は體卦の坤土を剋す、且つ互卦は地雷復にして、用卦の震木又坤土を剋す、されば之巽、互震の二者皆木にして二者共に體を剋し、殊に卦一も體を生ずるものなし。

茲に斷定を下して云ふ、憐むべし、此の牛は、二十一日以内に必ず屠殺の禍を被むるならんと、果せるかな、其の後第二十一日に、人あり、來りて此の牛を買ひ取り屠殺して細工人に與へたりとぞ。

第五十六章 鷄の哀み鳴くを聞きて

判斷を下したる占例

甲申の日、卯の時の事であつた、戌亥の方に當りて雞の鳴くのが聞え、其の聲いと悲しく、頗る憐はれであつた、因て先生には取り敢えず占はれた、さて雞をば巽と取

りて之を上卦と爲し、戌亥をば乾と取りて之を下卦と爲し、又巽五、乾一に卯四を加ふれば十となる、之を六にて除するときは殘數は四である、是れ風天小畜の六四爻なり、爻辭に云く「孚あれば血去り、惕出づ、咎なし」と、

先生は之を雞を割くの義に取つた。

さて本卦は風天小畜にして、下卦の乾金を體とし、上卦の巽木を用とす、體より用を剋するを以て害なきに似たれども、互卦が火澤睽にして、上卦の離火は乾金を剋し加之ならず、本卦の上卦たる巽木が離火を生じ、その薪となりて本體なる乾を煮るの象あり、先生乃ち斷定を下して云ふ。

『此の雞は十日以内に於て烹らるべし』

と、果して第十日に客來り、炮にして之を食した。

【此の占は、上文なる牛の占ひと、その趣全く同じ。】

第五十七章 大木の枯枝が地に墜つるを

見た時の占例

戊子の日の朝辰刻の事であつた、先生偶々途上に於て、路傍なる大木の枯枝が雨もなく、風もなきに、西方に墜つるを見た、先生以爲らく何か仔細あらん、イデ占ひ呉れんと、先づその枯木木を離の卦と取りて上卦とし、西方を兌の卦と取りて下卦とす乃ち火澤睽の卦である、又離三、兌二、合せて五、之に辰の數五を加へて十とし、六を以て之を除したれば、殘數は四であつた、即ち火澤睽の九四爻である、爻辭に云く、「睽孤。元夫に遇ひ、交々孚す、厲ふけれども咎なし」と。

さて本卦に於ては、體は兌金にして、用は離火、火剋金とて、用より體を剋するのである、之卦は山澤損、互卦は水火既濟にして、體を傷ふものにはあらねども、睽はそむくの意、損はそこなふの意にて、兩卦名共に傷害の意を含む。

先生是に於て斷案を下して云ふ、此の木、十日を過ぎずして伐らるべしと、果して十日目に當つて、人あり、此の木を伐りて公廩を造る。而して其の大工は元夫といふ者であつたとぞ。

第五十八章 見眞寺の額を見て女難の將に

來らんとするを知る

一日散策を試みた折、不圖見眞寺の額を見たるに、眞の字が直の字に作つてあつた、怪みて之を占ふことゝした、さて見の字は七畫なるを以て艮の卦である、之を上卦とす、直の字は八畫なれば坤の卦である、之を下卦とす、そこで艮七、坤八、合せて十五、六を以て割るときは殘數は三である、故に本卦は山地剝にして、動爻は六三、又之卦は艮爲山、互卦は坤爲地である、

第五十七章 大木の枯枝が地に墜つるを見た時の占例
第五十八章 見眞寺の額を見て女難の將に來らんとするを知る

是に於て判断を下して云ふ、元來寺は男子のみ居りて、女人の居らぬべき場所である、さるに今山地剝の卦を観るに、陽爻は只だ一つにして、他の五爻は皆陰である、互卦に至りては坤爲地ゆゑに、六陰ありて一陽なく、互卦の艮爲山とて、四陰ありて、陽爻は只だ二つに止まる、それゆゑ本卦、之卦、互卦を合せて十八爻の中、十五爻は皆陰にして、陽爻は纔かに三つより外なく、餘りに權衡を失て居る、殊に本卦たる山地剝は、群陰が一陽を剝するの卦なれば、彼れ此れ以て推考するに、女人の居るまじき寺院に、竊かに女人を抱へありて、それが爲めに禍を醸すにはあらざるかと、依て寺僧に問ひ糾すに、果して女人を抱へあり。

先生、寺僧に誠告して云ふ、那の類は元來見眞寺と書すべきを、何故か見直寺に作りあり、此の儘にて置かば必らず女難を去らざるべし、急に見眞寺に改められよ、さらば禍を免かるべし、蓋し群陰、陽を剝するの象ある故に、女子互に軋轢して累を男子に及ばさんとす、若し字書を正して、字を改められれば、見は七書にして良なり。

眞は十書にして、八書を除くときは二書、即ち兌なり、然らば山澤損となるべし、又艮七、兌一、外に八書ありて合計十七書なるに依り、六を以て割るときは殘數五、即ち山澤損の六五にして、體は兌金、用は艮土、土生金とて、用より體を生ずるが故に吉占である、殊に互卦の地雷復も亦上卦は坤土にして、體の兌金を生じ、その下卦なる震木も、又之卦風澤中孚の上卦なる巽木も皆體より之を剋し、下卦なる兌金は、體と相比和するを以て、乃ち充分なる吉卦にして、安穩ならんと。

寺僧、その誠告に従ひて文字を改めたるに、爾來紛争は一掃せられた。

【按ずるに、高島吞象先生山地剝の五爻變奇病を占ふて若宮なる鍼治家を得たる如き易理の妙此占と相似て面白からず哉。】

第五十九章 今日動勢何如の占法

客あり、先生に問て云ふ。

【今日動靜何如】

と、先生因て此の六字を等分して、今日動の三字を上卦と爲し、靜何如の三字を下卦として占はれた、而して彼の平仄の占法に據り、第十八章を以て其の數を一とし、日の字は入聲なれば其の數を四とし、動の字は去聲なれば其の數を三とす。上卦は合せて八となる、即ち坤の卦である、又靜の字は去聲なれば其の數を三とし、何の字は平聲なれば其の數を一とし、如の字は平聲なれば、亦其の數を一とす下卦は合せて五となる、即ち巽の卦である、坤八、巽五、合せて十三、六を以て之を割るときは一殘る、よりにて得る所は地風升の初六であることを知つた。

又此の初六が變ずると地天泰である、即ち之卦は地天泰である。

又地風升の二爻、三爻、四爻は兌なり、三爻、四爻、五爻は震なり、即ち互卦は雷澤歸妹である。

先生乃ち判斷を下して、客に答へて云ふ。

『足下は今夕他へ招待せらるべし、座客は餘り多からず、酒は少なくて酔ふに至らず、下物は纔かに雞と黍とのみであらふ。』

客は果して其の晩に友人の家に招待せられ、萬事先生の言はれた通りであつた。さて先生が此く判斷を下されたる理由は如何と尋ぬるに左の如し。

【第一】地風升の卦は、其の六五にも『貞吉にして階に升る』とあり。虞仲翔の解に『巽を高しと爲し、坤を土と爲し、震を高きに升ると爲す。故に階に升るなり』とあり、乃ち他人の家に招待せられて階を升るの象である。

【第二】互卦は雷澤歸妹にて、上卦は震、下卦は兌、震を東と爲し、兌を西と爲す。主客相對坐するの意あり、又兌を口と爲し、之卦泰の坤を腹と爲す、口腹の象あり、これは飲食の席に招かるの意である。

【第三】本之互の中に、坤の卦は只だ之卦に在るのみにて他に同卦なし、これ客人多からざるの象である。

【第四】坤を黍稷と爲し、巽を雞と爲す、然るに巽は只だ本卦の下卦あるのみ、坤も亦前項の如く只だ一卦あるのみ、且つ三卦の中に、坤土を生ずるの離火もなければ、巽木を生ずるの坎水もなし、故に品味の豊富ならざることが明かである。

【第五】坎を酒と爲す、さるに三卦の中に坎なし、しかし酒の全くなきの理なく、且つ兌の卦坤の卦の口腹もある事なれば、酒はあるにはあるに相違なけれども、其の甚だ少量であることを知つたのである。

第六十章 陰陽の消息

上文に於て屢々陰陽の消息といふ事を云つた、元來易に於ては、陽の次第に隆盛に赴くを息といひ、陰の次第に隆盛に赴くを消といふ、畢竟陽を主にして言を爲す故に此くいつたものである、されば息とは陽の息するを指して言ひ、消とは亦陽の消する

を指して言つたものである、但し陰曆十一月至に於て陽氣始めて復し、それより次第に長じて、陰曆四月には全く隆盛を極め、一點の陰氣なき純陽の月となる、しかし翌五月には陰氣始めて萌し、それより六月、七月と次第に成長して、十月には純陰の月となる、之を卦に充て、言へば、

陰曆十一月 ䷁ 地雷復

陽氣始めて復するなり、追々吉兆に向ふべけれども、陽氣猶微弱なれば、時節を待つべし、妄りに進むはよろしからず。

陰曆十二月 ䷁ 地澤臨

陽氣稍々長じて二爻に進んだ、臨とは大なりといふ義、二陽漸く長じて盛大となり、群陰に迫る、しかし盛火に赴くべきを豫想して言語動作を慎まず、猥りに大言を吐き、傲慢の心を生ずるときは、思はぬ失敗を招くべし、卦辭に『八月に至りて凶あり』とあるは、貞正を守らざるの致す所である。

陰曆正月 ䷊ 地天泰

陽既に進みて三爻に至る、上卦は坤地、下卦は乾天、坤が上卦に在りて乾が下卦に在るは、地が天の上にあるの意にはあらず、泰とは通るの義にて、地氣は升りて天に通じ、天氣は降りて地に達し、天地陰陽相交るの意である、人事に於ても右の如く、上下和合し、天下泰平である、しかし泰平に安んじ、安に居て危を忘るゝときは、乍ち此の卦は顛倒して泰 ䷊ 是否 ䷋ 變じ易し、是れ大亂の基ひ、一家一身を以て言へば、浮沈その境遇を反するのである。

陰曆二月 ䷏ 雷天大壯

陽は益す長じて四陽二陰の卦と爲る、卦名大壯の大は陽を指して言ひ、壯とは、さかななる義とも取るべく、又虞仲翔、惠定宇、張阜文等の説の如く、やぶるゝ義とも取るべし、孰れにしても陽盛に進みて大に過るゆる、輒もすれば強壯に誇りて却て過失を生じ易し、只管正しきを以て進むべし、否らざれば陰の爲

めに傷らるゝの懼れあり。

陰曆三月 ䷗ 澤天夬

夫は決なりとて、五陽、一陰を決し去らんとするの卦である、君子益す勢ひを得、小人は消衰して將に盡きんとするの時である、只だ寛大にして果斷なるをよろしとす、短慮猛激なるときは事を誤るべし。

陰曆四月 ䷀ 乾为天

陰既に消盡して純陽の卦となる、芽出たき事、量なし、然れども物極まれば則ち變ずるは、數に於て免がれざる所なれば、身を謹み、行を正しくして、只管中正を旨とし、亢龍——即ち上りて下ること能はず、伸びて屈すること能はざる——の悔を招かぬやうに心掛けることが肝腎である。

陰曆五月 ䷈ 天風姤

陽極まつて陰を生じ、治極まつて亂を生ず。今や一陰、下に生じて、是れより

次第に陽を消せんとす、卦辭にも「女壯なり」とあるは、一人の女子が五人の男子を掌上に翻弄するの卦、將た小人の爲めに君子の漸く害せられんとするをいふ、頼朝、秀吉の如き不世出の英雄すらも猶政子、淀君の爲めに聰明の幾分を掩蔽された、況はんや、庸人が妖婦奸人の爲めに産を敗り、身を誤まるをや、但し此の一陰は必らずしも妖婦小人とのみは見るべからず、又惡運とも見るべく、過失とも見るべし、昨日までも幸福圓滿であつた一身、若くは一家へ、惡運が入込み、從來成功に成功を累ねた我が身が失敗の端緒を開くなども亦此の卦の象である、懼れ戒めざるべけんや。

陰曆六月 三三 天山遯

陰漸く長じて、小人漸く盛んに、君子は退きて之を避けんとなす、猶良山が高く聳えて天を衝かんとすれども、天は高く遠くして到底及びがたきがごとし、此の卦は天風姤の第二爻が變じて艮男となりたるものにて、是れ迄の乾父（二二三）

四）は、それが爲めに毀はれた、故に子男が父を弑するの卦とも取る、油斷のならぬ爻なり。

陰曆七月 三三 天地否

前の地天泰と全く相反し、陰既に進みて三爻に至る、上卦は乾天、下卦は坤地、乾が上卦に在りて、坤が下卦に在るは、一寸考へると、天が地の上に在りて、順當のやうに思はるれども、決して然らず、否は塞がる義にて、地氣は升らず、天氣は降らず、天地隔絶して相交はらざるの意である、人事に就て言ふも、小人陰内、下卦、即ち内卦に在りて跋扈し、君子陽は外、外卦、即ち外卦に難を避くるの象である、且つ此の卦は、もと天山遯の第三爻が變じて坤臣となりたるものにて、是れ迄の乾君（三四五）は、それが爲めに毀はれたれば、臣坤が君乾を弑するの卦とも取る、されば彖傳にも「天下、邦なきなり」とあり、國家の大綱亂れて、邦あるも、邦なきに同じきなり。

しかしながら事を慎み、正を以てみづから守るときは、否は變じて泰となり、禍は反て福となる、六五の爻辭に『それ亡びん……』といへば、苞桑に繫がる」とあるは是れなり。

陰曆八月 ䷛ 風地觀

按ずるに、此の卦は陰益す進みて、下卦を全く消盡し、今やまた上卦を消せんとす、上卦の乾は既に毀はれた、上卦の乾を若し帝王と取るならば、或は實祚顛覆の象とも見らるべし、さりながら其のやうな言辭は忌むべきものとして、故さらに象の取り方を一轉し、五爻の天子に、四爻の諸侯が接近するゆゑに、諸侯が天子に朝見するの象と取る、しかし如上の象は免かれ難きに依り、出来得べきだけ急躁を慎み、柔順を旨とし、謙遜に止まりて、新規の望みを起さぬをよろしとす。

陰曆九月 ䷳ 山地剝

剝は落なりとて、五陰頗る盛んに、一陽わづかに存するも、所謂孤城落日の狀態にて、今にも剝落せんとす、又剝は豕傳にもいふ如く、文字の通り、陽が次第に剝ぎ取らるゝの義ともなる、孰れにしても小人壯んに、君子衰ふるの卦なれば、其の不吉なる事は言ふを待たず、岌々乎として危ふく、心身共に安定を缺くの象である。

さりながら物窮まれば則ち變ず、純陰の坤を経て忽ち一陽來復の卦となる、必らずしも落膽すべきにあらず、不幸の極度に陥るは則ち聽て幸福の來るべき豫兆である、

且つ既に第八章に於て述べた通り、剝は乾宮五世卦にして、更らに進めば四爻に戻つて火地晋となる、火地晋は太陽が地上に升るの卦、即ち日出の卦にして、夜より再び晝に復し、否運より好運の端緒を開くのである、只だ辛抱が肝腎と知るべし。

陰曆十月 坤為地

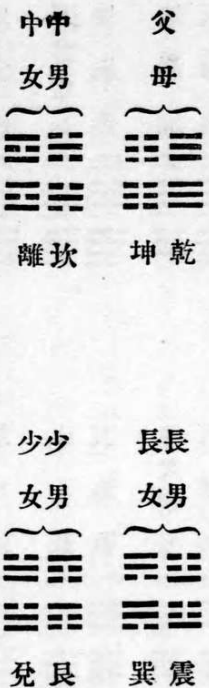
純陰の卦である、故に陰陽消長の點より言へば、決して吉卦とは言ひがたし、現に此の卦の極度たる上六には、『龍、野に戰ふ、其の血玄黄』とありて、小人が増長すれば、主人の權を侵し、主人と擬はしきに至ることを説き、且つその初六に於てすら『霜を履で堅氷至る』とありて、小人妖婦の主人に取入る其の初めは、イカにも柔順にまめやかにして、巧に主人の意を迎ふことに勉むれども、此の時早既に將來の禍機を包藏して居るのである、それより推して我が財産も、快樂も、皆當初に於て之に耽り、之を浪費するの端緒を開くときは、その惡習次第に増長して、終に財を破り、身を凶ばすべき事を思ふてみづから警戒せざるべからず、但し其の禍を防ぐは、一に柔順と勞苦とに在り。さるを以て又一面より坤の卦を得たる者には、謙遜柔順勞苦寬容等を教へて居る。

第六十一章 錯 綜

六十四卦には錯と綜とあり、錯とは二卦相對して之を視るに、每爻陽と陰とを全く異にして居るをいふ。例へば、

乾 ☰☰ と 坤 ☷☷、比 ☶☱ と 大有 ☱☲、中孚 ☱☴ と 小過 ☱☲、

の如きがそれである、此の類のものは六十四卦皆然り、左の如し。



【父と母と、長男と長女と、中男と中女と、少男と少女と、皆錯である。】

天澤履
地山謙

天雷无妄
地風升

地澤臨
天山遯

地雷復
天風姤

雷澤歸妹
風山漸

風天小畜
雷地豫

天火同人
地水師

地天泰
天地否

地火明夷
天水訟

雷天大壯
風地觀

雷火豐
風水渙

風澤中孚
雷山小過

風火家人
雷水解

水天需
火地晉

水天大有
水地比

火雷噬嗑
水風井

山澤損
澤山咸

山雷頤
澤風大過

風雷益
雷風恒

水澤節
火山旅

火澤睽
水山蹇

山天大畜
澤地萃

山火賁
澤水困





澤天夬
山地剝

綜


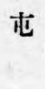
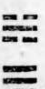


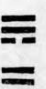


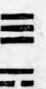
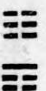
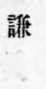
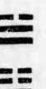
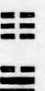

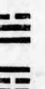
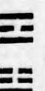
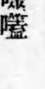
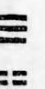
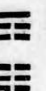
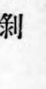
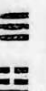
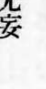
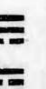

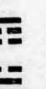
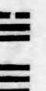
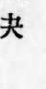
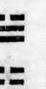
澤火革 

澤雷隨 

綜は又反卦ともいふ、二卦一は上より見、一は下より逆に見るのである。例へば水
雷屯と山水蒙の如き、水天需と天水訟の類の如きがそれである。

蒙 水 山  水 雷 屯 
訟 水 天  水 天 需 

乃ち上より順に見れば水雷屯と水天需となれども、下より逆に見れば山水蒙と天水
訟とである、六十四卦の中に於て乾、坤、坎、離、大過、頤、小過、中孚の八卦には
綜といふものがなければ、他の五十六卦には皆此の綜がある、即ち左の如し、
子孔の
雜卦傳は此の綜を説
いたものである。

蒙	山水		水雷屯		天水需	
比	水地		地水師		風天小畜	
否	天地		地天泰		天火同人	
豫	雷地		地山謙		澤雷隨	
觀	風地		地澤臨		澤山咸	
賁	山火		火雷噬嗑		天山遯	
復	地雷		山地剝		火地晉	
天大畜	天山水		天雷无妄		風火家人	
解	雷水		水山蹇		山澤損	
姤	天風		澤天夬		澤地萃	

井	風	水	䷛	澤	水	困	䷮	雷	風	火	革	䷰	澤	火	革	䷰
山	爲	艮	䷳	震	爲	雷	䷲	姤	姤	澤	雷	䷫	風	山	漸	䷴
巽	山	火	䷥	雷	火	豐	䷶	澤	爲	兌	䷹	巽	爲	風		
巽	水	䷴	風	水	渙	䷺	巽	水	未	火	䷵	水	火	既	濟	䷾

右の錯と綜とは、易占の際頗る緊要なるを以て茲に之を掲ぐ。

第六十二章 卦 身

卦身の事は既に第八章に於て釋きたれども、どうして此の卦身を定むるといふ事は未だ言はなんだ、さて此の卦身の定め方は學者に依り、區々で一定して居らぬやうに思はれる、さるに依り、惠定字の如きは晩近無比とも稱すべき斯道の大家なれども、

どうも分からねと言つて居る、其の説の大意を擧げんに、

晋の干實が震の六二を解釋した所に據れば、六二は木爻なれば震の身なりといふ。此の説の意では、震は木卦にして、六二亦木爻なれば、震の身と取る、シテ見れば卦と五行を同ふする爻を以て卦身と爲すに似たり。たとへば、乾は金卦ゆゑに九四 壬 申金爻が卦身たるべく、坎水巽火の上爻は、それ／＼戊子水、辛卯木、己巳火たり、兌金の九五も亦丁酉金たるを以て、これらは皆卦身なるべきか、さるにても坤土は初六乙 未 六四、癸丑 共に土である、艮土も亦初六丙辰、六四丙戌共に土である、然らば坤艮の二卦には卦身が二つあるに似たり、如何のものにや。又洞林に載する所に據れば、世爻を以て直に卦身と爲すが如く、又世爻が四に在るときは五を以て卦身となすものあり、干實とは異なり、と、惠氏の如き大家すら卦身は不明なりといふ、いかで今定め得べけんや。近來の説には、身には卦身と爻身とあり。卦身は六十四卦何れにても、其の卦の配

當月なりげつ見み、次章じしやうとおな同じ十二支じふにしの交かうを以もつて之これに充あつつ、たとへば其その卦くわが正月しやうげつの卦くわであれば、陰曆いんれき正月しやうげつは寅月いんげつゆゑ、寅交いんかうを以もつて卦身くわしんとすと。
 しかし此説このせつの如ごときも亦差支またさしつかふる所ところあり。

第六十三章 六十卦用事の月

六十四卦ろくじゅうくわの内坎うちかん離震りしん兌は四正卦せいせいにして、冬至とうじ、夏至げし、春分しゆんぶん、秋分しゅうぶんを主つかさどる故ゆゑにそれ々々それぞれ分至ぶんしの首しゆを主つかさどり、他の六十卦たのろくじゅうくわは之これを十二ヶ月じふにげつに配當はいたうして、各々おの／＼其その月つき、其その日に於おて事ことを用もちゆるものとす、その配當はいたうの理由りゆうは姑しばらく置あき、その配當はいたうの月つきは左ひだりの如ごとし。

陰曆

十一月冬至より

坎

中孚

復

屯内卦

十二月	屯外卦	謙	睽	升	臨	小過内卦
正月	小過外卦	蒙	益	漸	泰	需内卦
二月	需外卦	隨	晉	震	解	大壯
三月	豫外卦	訟	蠱	革	夬	旅内卦
四月	旅外卦	師	比	小畜	乾	大有内卦
五月	大有外卦	家人	井	離	咸	姤
六月						鼎内卦

六月 鼎外卦 豐 支の 換 履 遯 恒内卦

七月 恒外卦 節 同人 損 否 巽内卦

八月 巽外卦 萃 大畜 兌 賁 觀 歸妹内卦

九月 歸妹外卦 无妄 明夷 困 剝 艮内卦

十月 艮外卦 既濟 噬嗑 大過 坤 未濟内卦

十一月冬至前 未濟外卦 蹇 頤

十二月

附 錄

高島吞象先生釜鳴の心易

高島吞象先生は神易を事業界に大用せられし一世の商傑たり先生講易の傍ら幕末の破
亂に乗じたる經驗談を以て處世の活道を示さるゝを常とせられき其の中安政の大地震
を先見せられたり其の法梅花心易の如くに先生特に筮竹の用ひす卦爻を得られし如き
良く斯法に似たり此れより口授の秘法をいさゝか記し且つ傳中の一節を借りて讀者に
便せんとす破興の責は末弟にあり讀者活用の廣きを察し利用厚生する事あらば誠に易
の大効なきいざ釜鳴の談に移らん。

先生歳二十四歳の時安政二年は八月末或日夕刻大名屋敷受負の普請場より歸宅せられ
し時先生の弟なる徳右衛門氏店前を掃除し居られ先生の歸宅と共に湯屋に趣かれ湯
中に於て相談せらるゝに今日我家に不思議の事ありと稱し其事を詳かにせず先生數

高島吞象先生釜鳴の心易

度請れば徳右衛門氏包むに由なく本日辰時我家の釜不思議にも一片の火なきに係らず
 烈しく鳴動して近隣の人遺雷の如しと怪みたり是れ先生の憂ひを慮りて語る勿と禁
 じられしを以てす是に於て先生慮らく世の戒めとして國家將に興らんとすれば必ず禎
 祥あり國家將に亡んとすれば必ず妖孽あり蒼龜に見はれ四體に動き禍福將に至んとす
 れば善必ず先づ之を知り不善必ず先づ之を知ると奇異の事は此くの如し將に一大變事
 の前兆に非らずやと湯中に於て靜志默考すれども如何なる事や知るによしなく且つ筮
 竹算木なければ撰筮爲す能はず遂に先生卦象に取りて慮らく説卦傳に坤を釜と爲し動
 くもの震より明かなるはなし坤は空虚の意あり故に内卦を坤とし外卦を震と合して靈
 地豫を得たり辰刻は三爻に當る其辭に曰く豫は侯を建て、師を行るに利し六三は肝豫
 す悔ひ遅ければ悔ひ有りと先生依りて斷せらるゝ様う凡そ豫の卦たる天地順動して四
 時惑はず人事順潮にして刑罰清ければ世は遊惰に流れ易く今にして之が警備を速かな
 らしむべきの卦なり釜鳴の事變たる己に順事に非ず變豫の迫まれるを示せるものなり

且つ三爻の辭に依れば永く平安の日を以て世事になるゝは未だ異怪の驚きを知らざる
 者なり早く既往の逸豫を悔悟し災害を已前に覺らば亦後悔の少きを得ん優遊不斷を戒
 められし聖人の教は先生をして湯より去らしたり然らば如何なる事變の突發すべきか
 とて途中腕を扼して卦象を觀れば地上に震あり地の動くを示す地の動くは將に地震を
 意味す、三爻變じて雷山小過大坎の象あり内に大離を藏す離を火と爲す是れ江戸大火
 を起す事に思ひ當られ自ら驚愕足の履む所を知らず早々歸宅其の後の處置を計らる即
 刻大火の後に入用なるは材木にあり是れ木材の大買収するにしかすと深き所信を懐か
 れ大活動すべきを察せられしこそ又異ならずや三爻變を以て三晝夜の後に江戶市中
 を灰燼にすべき驚天動地の凶變が來るべき事は是れ凡人の考へ得べきに非ず嗚呼先生
 の偉大なる思ひ餘れり而して其夜の中に提灯を手にして家を出でられたり從來先生の
 店は鍋島家の御用材木店にして常に一手販賣に引受けられし姿なれば直に同邸に伺候
 せられ元締用人井上善兵衛氏に述ぶるに當節我が朋友の中に材木を山より切り出しつ

ある者あり今に於て其方に約定金を差入れ置く時は明年に至るも安價にして良品を得べきを以て前金として拜借し返済は後に納むべき御用材代を以て引去る時は相互便なるを述べて金千兩を借用せられたり斯くして木場町に入り込み氣の毒なる貧家の商品よりも金満家の大店より買収せばやと夜通し廻られて買集む皆急用に利ある小角板買の類を選まれたり當時市中不景氣揚句なれば値段も案外に安く杉五寸角一丈四尺紀州新宮の産一兩に付十六本半替松四分板は一兩に百十枚松の六分は百五枚位なり又當時の取引法は唯願半切に材木の名と印と國と山並に員数を記し値段は符牒にて認め右の通りに御座候也月日某と書くのみにして極めて手堅く決して破る如き者なかりしなり先生遂に兩度に渡りて凡そ代價一萬兩餘も買入れ借用金千兩を各問屋に分配し時節来るや遅しと待たれたり翌日よりは餘暇ある毎に時々戸外に飛び出し何れの方向にか火の手の見へざるかと窺はれしも天氣晴朗にして變りし様子もあらざれば先生としても狂氣の如き過り勝ちなる買ひ過ぎの材木を悔ひ聊か勇氣拔けの感を以て成行

を案せられたり先生平常心に不快ある折りは今に我身も斯かる石輪を戴く可きを覺悟し善繩寺高輪泉岳寺に墓參するを定めと爲らる先生又も心落つつかず墓詣りに赴かれ更に熟考數刻夕暮に家に歸れば大垣藩分家戸田安房守の家老より明日藩主家督相續の祝宴を催すべければの招待状あり同邸は本郷壹岐殿坂にあり先生と内縁の關係上常に知遇せらる依て翌日同家に赴き馳走を受け酌量して特に乗物を貰ひ受け歸路に就きしが此の日先生の知れる藝妓某吉原仲の町に店開祝あり披露に招かれしに心付かれ更に途を折れて本郷の越中屋と云へる鴛籠屋より大なる山駕籠に乗り替へ吉原へ赴かんと湯島切通し加州官長屋の前を過ぎしと思ふ頃醉心地にて駕籠に揺られ睡り居たるに異様の大音響と共に駕籠舁が旦那大地震ですと告ぐ先生目を開きて前面の町家を眺むれば動搖甚だし戸障子は微塵に碎け屋根瓦崩落して家の覆へる有様男女の泣き叫ぶ聲は凄まじくも恐ろしき折柄各所より火を失して左右前後は直ちに火の海と化したり實に安政二年十月二日の夜の大地震とは之を稱するものにして江戸市中二十七ヶ所

より一度に大火と爲り先生の進路は全く遮断せられたる如く火を以て包まれたれば路を轉じ筋違見付今の萬世橋にて駕籠を下り大通を徒歩して三十間掘なる先生宅に歸られしに江戸一面は夜間も日中に異ならず先生自宅は幸に類焼の難を免かれしも先生出入なる鍋島南部兩屋敷とも火事の眞最中との報告あり且つ先生宅には木挽車力等の大勢見舞に來れる折とて是等を直ちに備ひ入れられたり斯くて戸板七百枚を多人數手送りにて山下門内鍋島家の門前迄運ぶ可しと命じ早速山下町の荒物屋より草履數百足を買取り之れを贈り又幕杭をも運ばれたり幕杭は圍ひを爲すの用意にて當時大名屋敷の焼跡を見せざるを以て能事となせるが故に未だ夜の明けざる火の鎮まるを待ちて漸次に外圍ひに着手されたり此時の有様たるや人々互に顔を合せる毎に先づ無事に生殘れるを祝ふのみなりき且つ先生の胸中易占の玄妙材木の利益を以て得意たる事思ふべし早朝元締用人井上善兵衛氏に遇合せられし處同氏の談する所に君公(閑叟公)昨日佐賀御出發轟宿に御一宿の御日取なれば今より早飛脚を差立つるも廣島邊にて此の騒

動を御通知申上ることすら覺束なし殊に君公は活潑なる御氣質の事として此の變事を聞き萬々歸國遊さるゝ事なく必定御出府あるべしと推察す付ては今三屋敷とも或は潰れ或は焼失するが今より三十日間を以て御供上下五百人の家屋と奥方御住ひ等の百五十人の家屋を建造せざるべからず此の急普請引受得るか如何と先生に問はる先生答へて曰く此際假普請だけは御受合ひ申す可し且つ此後續いて震災なきを保し難きが故に上等の銅を以て屋根を葺き其下に鱗葺きとし壁は寒氣に向ひ居るを以て板羽目に唐紙を貼り付け申す可く併し先立つものは金なれば先づ金子拜受の上手配り致さんと申出でられたる所ろ騒動の際金子は悉く堀井戸へ投げ込みたれば直ちに井戸屋を呼び潜水に巧みなる者を雇ひ來り其體に繩を結び付け十二間餘の井戸の底に潜りて金匣を釣り上げ其中より小判一萬兩を受取り駕籠蒲團の下に百兩包みを并べて其上に座し四人の擔夫を叱せられて三日前に安く買ひ取りたる材木屋を廻り之れに代金を仕拂はれたり其時三日前に買取り置きたる材木は四倍の高價に騰貴したるも誰れ一人苦情を唱ふる

もの無く且つ先生の大金を仕拂たるに驚愕するのみにて信義厚き云んかたなかりきと斯くて急普請は先生の手により三十四日晝夜草鞋を解かず木場と相往來して寢食の暇なく勵まれ約束の如く鍋島家の普請は出来たり然して該家より村木代を請求すべしとの御沙汰を受けられたる先生は平素御恩澤厚き御屋敷の災難なれば騰貴せる相場を以て請求書を差出すに忍びず就ては御屋敷の手を以つて材木の相場御聞糺の上御拂渡し相成たく且つ先生所持の材木も多少加はり居る故に此が流用勘定に依て多くの損失には相成るまじく若し大損失となりて身に及ばざる時は其節嘆願仕るべしと申立られ志を以て誠に至當の申立なりとして其れより鍋島家の役人は市中五軒の材木屋を開合せ其平均相場を割出し之に五分の口銭を加へて先生に拂渡されたり當時幕府の法として大火災に乘り材木相場を引上ぐるを罪し之を懲すの掟なれば其後町奉行より鍋島家に就て先生の請求書を調べんとしたるに該家にては屋敷の眼鏡を以て支拂ひを爲したりと返答され事なきを得られしは誠に幸運目出度き事なりき先生釜鳴りを易断し

て山氣に乘り年若くして巨利を博せらる先生の一大事業の濫觴は此時に芽させるものならん蓋し先生残りの材木を賣りたる啗嗟の間にて二萬兩を利せられしとぞ。本書の愛讀者退いて他人を占ふを以て能とせず自ら進んで易の廣大なるを實行せらるゝことあらば著者の幸之れに過ぎず。

梅花心易即座考 大尾

水流濕。火就燥。

雲從龍。風從虎。

跋

凡そ人生なるもの程思へば思ふ程奇しきものは非ずや、古今を通じて屈伸往來の感
 常に從はれ、東西の別ちなく悔吝休咎の幾影の如く纏はり、一念の收斂、一事の光明
 さへ、自ら陰陽あり、明きに辿り、暗きに息むこと、歳々生々として勤くも、亦奇し
 きことどもならずや、其間にありて心を操り行を制するに中道を以て守らば、放膽に
 流れずして自ら理は正しく數に乗すれども、天道運ぐりて違はざるに近からん、而し
 て吾人懼るれば占を思ひ、疑へば斷に迷ふも、斟酌損益相交はり、天行地施自ら備は
 るもの、如し、是れ元亨利貞の道、大となり小となりて生ずる所以なり、元亨利貞は
 易の道にして其の名なり、

然らば易とは何ぞや曰く、言ひ難し、變通を尊ぶが故なり、故に聖人象を掛けて

に命せらる、道は一言にして盡すべきも象は千變にして窮りなく、辭に因りて象を會し、象に因りて義を辨すれば、爰象宜しきに隨ひて、發揮旁通し、禍福の流行何所に往くとして易に非らざるはなく、何時を觀ても占に非らざるはなきが如し、左れば世と易とは須臾も離るべきものに非ず、生々として存々たる事を思はば、亦奇ならずや、故に君子は居れば則ち其象を觀て其辭を玩び、動けば則ち其變を觀て其占を玩び、天を樂んで明に向ひ、位を正して命を凝すも故ある哉

世の占を用ふる者一奇一隅と雖も其要を得れば、消息成敗の數は表はれ、根幹枝葉次第に分明すべし、延て六十四名義を思ひ、三百八十四爻象を觀れば、蓋し天下の變化極りなかるべし、世に區々たる著策を以て、之れ占と稱するが如き事多し、是れ善く易を用ふる者に非ざるなり、卦を逐ひ爻に従ひ、身を以て自ら占はば、灼然として吉凶從違の理は精しく、嘿識會通して、掌中の玉を齊ふことを得べし、是れ心易の起る

所以にして、始めて善を勸め惡を改むるの教に表はれ、民志を定めて衣食に安せらるべし、

然らば著策たる者用なきに近きか、曰く非なり、易は聖人の其道を神にする所以にして、著策は聖人の易の情を寫して其道を神にする所以のものなればなり、故に之に依りて易を觀るべしと雖も、著策のみに依るは易を學ぶ者と云ひ難し、易は廣し大なり、易に非らざれば造化を見るなく、易成りて變動表はる、聖人著策を作爲して、人をして至誠神に招し以て策を揀して爻を求め、卦に合せしめ、且つ老少の法備はらば、數に依り變を盡さしむ、其の命響の如し、著の徳たる圓にして神とするは、是れ此れを謂ふなり、故に著策は尊べくして、心易は忘るべからざるものなり、

舊きより心易の書世にあり、今や又此書を刊す、初學に便せんが爲め歟簡易なること談笑の風あり、且つ災怪崇異を示さざるは誠に其意の深きを見るに足る、備はれり

と云ふべし、

讀者易きをいとはず、良く習ふることあらば、亦此道の光なり、化して蕃を裁せば
和平の益愈々大ならん、愚言を連ねて空を満たすのみ、

壬戌夏土用

狂易迂人

大正十一年十月五日印刷
大正十一年十月廿六日發行

正價金壹圓五拾錢

郵税金六錢

著作權
所有權
不許製
複

著作者 羽化仙人

發行者 柄澤正義

印刷者 高橋一郎

印刷所 成章堂

發賣所

東京市本郷區
湯島四丁目五番地

神誠館

(電話小石川三千六百〇九番)
(振替口座東京五三六五番)

神藥の効能は偉大也

陸軍軍醫正五位 勳四等トクトル

渡邊鼎先生原證明

官許

懷中要藥 五神丹

定價 〇二十錢 〇三十錢 〇五十錢
 〇氣鬱をはらひ 〇胸腹の痛
 〇みを去り 〇頭痛 〇眩暈 〇立
 〇くらみ 〇悪心吐瀉 〇過酒食
 傷 〇舟車魚肉酒の酔等よし

胃腸妙藥 胃腸丸

定價 〇四十五錢 〇八十錢
 〇胃弱 〇胃加答兒 〇腸加答
 〇胃の痛 〇腸の痛 〇溜飲
 〇暴飲食傷 〇慢性胃弱 〇惡
 〇嘔吐 〇食慾不振等効あり

子宮妙藥 婦神湯

定價 〇四十五錢 〇八十錢
 〇子宮病血の道 〇月經不順
 〇停滯 〇感冒と逆上 〇産前産
 後の症 〇冷込極寒 〇月經前
 後下腸痛等婦人の症に妙也

五大大妙藥

腦病妙藥 腦快丸

定價 〇四十五錢 〇八十錢
 〇頭痛 〇神經衰弱 〇氣鬱
 〇逆上 〇眩暈 〇耳鳴不眠 〇氣
 力減損 〇理解力減退等の腦
 病に特效あり

肺病妙藥 強肺丸

定價 〇八十錢 〇壹圓五十錢
 〇肺結核 〇肺病一切の妙藥
 〇肺に不快なる者は
 速かに此藥を服用は肉中に
 食込蟲を殺滅し退せしむ

世の爲め、人の爲め。

東京市本郷區 振替口座東京六九六六番

東京衛生館

米商秘曆大鑑

本書は著者が十有八年間米商の鑑定に従事し、實験上の名説を悉く網羅せらるる米は年作にして相場は正米集散の景況氣候の順逆等に依りて其相場を動かす原因が時々刻々に變遷するものにて此原理を知らずして妄りに相場を爲す時は遂に取の返しの出来ざる失敗を招くことあり本書は天運百八十年以降循環する年々の豐凶及天災の有無を精査し之に月々賣買の駢引を説き米商に従事する人は能く觀察し以て賣買を爲す時は必ず勝利を得ること必然なり左に其目錄を示す

米商は踏出し大切の事 〇各自の運氣及賣買の心得
 〇米價高低は天運自然の事 〇冬より三月迄天井直打の事
 〇平常相場運の時心得の事 〇足取り天井後賣買駢引の圖解
 〇買建米利運の時注意の事 〇天運直打の月日見様の事
 〇高直買増の時注意の事 〇天運直打の月日見様の事
 〇行附天井直段見様の心得 〇天運直打の月日見様の事

大附錄 明治元年より大正十一年に至る 東京定期米高低表 此表は五十五年間の長月日年々の豐凶と收穫高及天井底直在米時事の出来事等を高低表に圖表し説明を加へたるものなれば一見既往の波瀾を見渡し得べし 右の外總目錄二百八十餘あるも掲載の餘地なきを以て宛に略し必ず一本を得ば巨萬の財を得らるべし

菊判大本 洋裝金字入美製本
 全一冊 紙數四百五十餘頁
 定價金 五圓也
 送料金 十八錢

期米毎月高低表

天保元年以降大正十一年迄 凡そ天下の事は何事かを問はず故きを温ねて新らしきを知るを要す百の事今日に創まるに非ざれば古に溯りて今に對照せざれば其理を明かにする事能はず本表は米界に使はるる表に長大なる圖表と爲し月々說明と共に常に機に臨み變に應じ活動に便ならめし大寶典なり

紙質上製折本
 全一冊
 定價金 十二圓也
 送料金 十二錢

期米相場極意秘藏書

此書は古來米商を以て世に富家となれる酒田本間家の實買秘傳其他阿部彦、磯野、龜田、大阪窪屋等古老人の實買秘傳を皆集め其秘法の實地應用より易道より見たる相場活躍事項を最も詳細に記述し讀者をして其應用に於て是迄普通買買者の少しも心付ざる名説數種を記入せり斯道を以て一大巨萬の利を得んとする人は必ず一讀珍寶すべし

洋裝 紙數 三百二十餘頁
 定價 三圓五錢
 送料 金 十二錢

正五位 高島香象題字 大教正柄澤照覺著

易學大全

全五册 第三版

和紙美濃判上製
紙數一千八百六十頁
帙入正價金十圓
郵稅內地金三十錢
滿韓、臺、支、送料七十五錢

世間易を解する書は多しと雖も大抵六十四卦象の辭を釋し或は象の傳を附載するに止り爰辭說卦文言序卦等に至りては之を略せり然るに爰辭傳の易に於るや聖人八卦を作るの起源及び筮を撰へて卦を求む神明に酬酢して幽明の故に通ずる所以を示し其他說卦傳序卦傳又文言傳其他に至りても詳細に著述せられたるものなれば講易の士は初に之を學ぶべきなるも後世解釋の書少きを以て人多く之を知らず本館の先きに易學教授書を頒つや讀者の便を計り附するに十翼を以てせし未だ汎く世に公せざるが爲に此編を述へ六十四卦より十翼に至るまで之を詳解したるものなり

○高島香象先生題字
○緒言及易道の原始
○伏殺及文中略筮の解
○本筮及文中略筮の圖
○陰陽仁義六爻定圖
○八卦六位及洛書圖
○河圖及洛書圖
○六十四卦各卦占例
○陰陽君臣及奇偶の解
○六十四卦中正承圖
○卦德卦象卦位の乘圖
○卦交各四象ある說
○各人運勢活斷の法
○爰辭傳 說卦傳の說
○序卦傳 文言傳の說

本書は著者が最も苦心を重ね講義と人事應用の二様に分ち和文を以て總振りかな付なるを以て易學研究者をして易理の妙を悟り易からしめ誠に大全の名稱に背かず完備せるものなれば購讀して其妙を通曉せらるべし

易の極意

全一册 洋本四六判
正價四九拾錢
郵稅金六錢

本書は名の如く易道の極意を悉く集めたるものにて書中は六十四卦三百八十四爻に亘る卦象の意義及六爻の位置、活用方法人の一代過古將來の占斷法並に疾病、貧途、出行、失物、天候、五穀の豐凶、走人、婚姻、相傷、高低等人事の必要は悉く網羅せり又本書の上段には人相及家相等を圖解を以て示し何人も一見瞭解し易く特に本書は携帶に便して遠國旅行の際には本書一部にて用は足れるものにて易道初學者に土本書に依り活斷應用を研究する時は斯道の光明を啓發し易近發行の良書たれば一讀し其妙理を悟らるべし

易道詳傳

第五版 日本紙綴上製
全一册 正價五拾錢
郵稅金六錢

高島香象翁易學の運用を世に示されて以來貴賤を問はず皆其厚德に感じ近世斯道の隆盛なるは何人も知る所なり本書は初學入門の資に便せんが爲めに勉めて平易の文を以て何人にも分かり易く總振かな付となし筮竹の執り方算木の用法六十四卦に依る易の講義と人事活斷とを辨じ一讀直ちに何人も其の目的を列定し得らる、最も便利簡易の書なれば易學の階梯として求められたし

易學講義

全四册 正和
内地送料四圓
滿韓支五十五錢

此書は初學者の者をして親しく師に就き教へを受くるが如く獨學にて易理の秘法を悟らしめんが爲め著せるものなり故に最初に易學詳傳を通讀して大要に通じ本書を一覽する時は更に細説しあるを以て易術の趣味自ら表れ来るべし本書に依り易學の何たるを解せられしものは射覆秘傳集或は周易占病秘傳等を雜へ參考と爲さば易理の活用次第に擴張すべく更に進んで特に深淵なる事項を探らんと欲する研究者は易學大全に依りて學ぶ時は其活用無限なり

八門遁甲秘傳

全一册 洋裝
正價二圓五十錢
送料金十二錢

奇門遁甲の玄妙は古來より不思議として深秘奥傳に至りて方鑑世に流行すると雖も皆其初學にして書秘奧傳に至りては解説せるもの少し此書は、其精秘を集め機軸を示し奥義を明かにす將に研究者の一讀せざるべからざる者なり

梅花心易即座考

全一册 洋裝
最廉新裝四六判
定價圓五十錢
送料金八錢

何事も話さず黙つて居て客の來意年命を當てる法は世の秘法として知る者少し梅花心易は易學の理を應用して平かな付なれば何人も一讀してその活用即座なるべし致へて易學に志すに諸士勳む

當物射覆秘傳集

全一册 菊判洋裝
定價金七十錢
郵稅六錢

射覆即ち占筮して當てるを爲すこと遊戯に近く易を玩ぶに似たりと雖も初學者の士此方に由らざれば卦象を發明し人事百般の占斷等に應じ難きを以て古來易を學ぶの士皆之を爲さざるなり此書は八卦の廣象より六十四卦の廣象を列記し每卦の上每爻皆事物の象を附するを以て特に射覆に便なるのみならず百事の占に應用すべき良書殊に易を學ぶの士或は易占を以て營業とする諸氏は此書に依りて來客の意を知るを得べき妙書なりとす

醫局易病秘傳

第六版 日本紙綴
全一册 定價一圓
郵稅六錢

易學の應用として病氣を占ふ手法は古來より多しと雖も皆古きに過ぎ近世の用をなす本書は六十四卦三百八十四爻に就きて悉く疾病の原因と治療の方針を明示し占筮者をして活斷自在にして人命を救ふの靈典を集めて本書にあり

地理風水家相方鑑圖解

菊判 日本紙綴上製紙數二百餘頁
 第十五版 正價 金壹圓五拾錢
 全一册 郵 稅 金 六 錢

世に家相の書多しと雖も皆舊式にして當世の應用に苦しむ此書は著者が大に苦心し古來の相書秘傳書に基き之に數年家相鑑定の實驗を多しと雖も現代に應用の出來得る標示したるものなり家相の必要なるは皆な人の知る所なり數代の榮枯得失に關すること多し故に家屋を建築し或は住居を轉する時に臨みては必ず其始めに於て其吉凶を鑑定せらるべし此書は何人も解し易く皆圖解を加へて一々説明しあれば一本を求めて家寶とせらるべし

○家相の説并方位本原圖解 ○辰巳方張り掛け吉凶の事
 ○方位井に正方位配當圖解 ○東方張り掛け吉凶の事
 ○居宅經營及樹木植方圖解 ○東方張り掛け吉凶の事
 ○土地を相し中央を定むる事 ○南方張り掛け吉凶の事
 ○産石にて土地善惡を知る事 ○南方張り掛け吉凶の事
 ○樹木の地及宅地地形圖解 ○北方張り掛け吉凶の事
 ○戌亥方張り掛け土地圖解 ○北方張り掛け吉凶の事

右の外五十餘種類あるも掲載の餘地なきを以て爰に略す但し家相は人生子孫に及ぶ大切なるものにして新築移轉其他造作には必ず此書を求め一讀して將來の安全を謀り家寶として何人も一本を供へらるべし

方鑑圖解大全

菊全 日本紙綴
 二 四百餘頁
 一 正價一圓
 一 郵稅八錢

凡そ世に方位を記するの書多しと雖も大抵無難にして親切可學なるもの少く且三元百八十年間の配當圖解を記せるものば方鑑類の外多く見ざる所なり蓋し方位の學たる三元の半を過ぎしも下元を生れし者尙多く存す上元にして己に其の月日時とも各三元あれば常に之を應用せざるべからず平常書は何人も雖も一目して了解することを得べし

入相五體相學圖解

和 本 綴
 一 全
 一 正價一圓半錢
 一 郵稅六錢

書中は入相學に關し古來名人の諸説に基き之れに十數年間の實驗説を加へて著述せし相書にして人生一代運氣の盛衰を前知する明鏡なり人の幸運不運は必ず天賦の徳の厚薄に依て其形貌に表はるものなり此書入相手相より五體に係る判定法一切の吉凶を圖解して一目瞭解し易からしめ何人も其人の正不正善惡貧富を悟り交際上於て之を應用なきば最も利益多く人生幸福の指導者たるものは本書なり宜しく初學者は本書に依て學ぶべし

實地一代運氣鑑定

全 菊判 美本
 一 正價一圓
 一 郵稅八錢

人の一代は初年年晩年と三段に分る即ち初年年を二十八歳中年年を四十六歳(爾後晩年)とす本書は此初中晩年の運氣の盛衰天稟の性質に因て身分の居處及其身に備はる適業の撰定毎年四季寒暖の注意一代毎年年運氣吉凶方位並に一代毎月の運氣吉凶等之に一代の方位に關する本命的殺暗劍殺五黃金神藏神八將神の各解説並に吉神方位家相方位地理宅相及疊間取等に至るまで明細に人事百段の必要なる身の上に関する事七十餘通りにて人若し之に依て將來の方針を定むる時は益々開運成功に至るを以て必ず本書を求め何人にも應用して一代立身成功安全の幸福を得らるべきなり

實驗神傳開運百種

增全 百四十餘頁
 十一 正價八十錢
 三 郵稅六錢

此書は日本開運以來數千年間に亘りて神道行者の人々を助けんため難行苦行の結果實に數十年間の實際上其の効驗顯著なる開運の方法二百餘種を集めたるものなり○書中は不幸の人開運に導く秘傳諸物價變動毎月應用の秘傳又病難回復の法數種次に諸實に非常に失敗せし人の挽回法長命術の事、長病氣を止むる事、火難除、病難除、盜難除、不時の災難除等二百餘種あり實に人事開運の神書にして購求の人一家末代の寶物なりとす

立身九星と陶寫術

紙 綴
 數 子 表
 四 百 餘 頁
 定 價 貳 圓
 內 地 郵 稅 貳 圓
 滿 韓 幣 肆 圓 五 錢

陽新堂主人は斯術に精通し學識亦高く斯道の著書既に數十種あれども本書の如きは是れまで門弟に傳授したる外他に示さる秘法なりしが近來各地より秘術の通信鑑定を請ひ來るもの日に益夥しく如何に大金を投ぜらるゝも一々解答の繁に堪へず止むを得ず今般其蘊奧秘訣を悉く開放して上梓したるものなり内容は職業撰擇、結婚適否、初年年晩年の運氣、長官社長主人公と相性の何如、性質、病氣、災難、墨色判斷、家相方位等本書を綴れば凡ての疑問忽ち解決せらるゝ様最近の鑑定實例を引證し圖解を以て其原理よく説明したる今古無比の珍書なり

神佛秘法大全

全 一 册
 洋 裝 美 本
 正 價 金 三 圓
 郵 稅 八 錢
 滿 韓 幣 四 圓 五 錢

本書は神代の昔天神七代地神五代を始として人皇代三十二神六十四神の解釋、人々の職業を守る大神の説明二十一社並に諸國一の宮鎮座の説より七種神三十番現今の官幣社官幣中社官幣社別格官幣社國幣大社國幣中社祭典略のこと神前の次第官地鎮祭り神式三十餘通り其他祈禱行者の行ふ秘法八十餘類あり之に一々其圖畫と説明とを加へ神佛の秘密法を悉く集め何人も一讀直ちに神道の秘法を悟らるべし

眞言秘密大全

菊全
三第
版册判

和紙製
正數八本
内地價八十餘
郵金拾四圓
郵稅四拾五錢

修驗道の太祖役行者は孔雀明王の秘法を成就し神變不思議を現じ眞言密教の高祖弘法大師は金胎兩部の秘法を修し即身成佛を嗟嘆天皇の御前に證し守教衛部と法驗を號へ之に勝ち東大寺及高野山に眞言秘密道場を建て傳教大師に眞言秘密を傳へられたる等一代の法驗習人の知る處なり而して此秘法の儀軌念誦法は眞言各派諸流の根本にして凡俗之を知る事を得ざりしも本館偶然、古來より修法阿闍梨の相承せる秘密書十數部を得たるを以て還回各派管長大僧正の監修校閲を経て之上梓したり想ふに本書は實に行者の一大傳法阿闍梨たる事火を見るが如くなるべし

○眞言來歴及秘密眞言の事 ○不動明王八童子秘法
○印相其他越三味耶戒の事 ○不動明王の修法十餘種類
○修法種類組織及法式の事 ○降三世明王秘法十餘種類
○愛染明王男女相思成就法 ○大威德明王秘法十餘種類
○外眞言秘密大法及び修法順序百六十通りあるも掲載の餘地なきを以て之を略す行者修法の最良書也

仙授神通術奧傳

全一册
日本紙製
紙數百三十頁
價一圓五十錢
郵稅金六十錢

古來神祕不思議の術として神職行者の間に相傳口授し來りたる神變靈化の妙法は數種ありと雖も深く之れを秘密裏に藏せられたり其の修行を積まざれば何れも實現を得ざるものあるを遺憾とし茲に神通術の眞意を悟らしむる爲め最も平易なる方法を案出し何人にも了解し易からしむる記述したるものにして神道家は之に依て事あるときは神意を得自他の公益を計りて其神道の妙術を悟らるべし

此書は各神祉神職及教會布教傳道師の必要書にして神意を伺ふの秘法口傳其他神事に付諸事の行式又靈符書方教導職諸氏の必要書類に各別懸く圖解を以て詳細なる説明を加へ其圖解は凡て二百六十餘箇に亘る一見何人も出来る様に說明したるものにして中には不思議の靈法數種あり、新規に教導職の免狀を得たるもの又神祕教會の信徒布教師は一讀直に其信徒に向て神事を執行し得るの寶典とす

加持祈禱神傳

全一册
日本紙製
紙數百餘頁
價一圓五十錢
郵稅金六十錢

實驗神術靈妙祕藏書

第二十版
菊判乾坤
二册合本
西正紙製
洋數貳百製
綴八十五本
頁美
郵部貳圓四十八錢
內郵部貳圓四十八錢
郵稅金四十五錢

此書は太古神代の昔より神佛兩道の各行者が新舊九字神祭正式の法諸呪詛諸符の書方諸經文の順序正略等總て神佛兩部に關する事を一切細羅し圖解と解釋を加へ細密に編輯せしものなり

○諸神集め神勅降臨の要法 ○靈符の書き方製方の秘傳
○眞言秘密の鎮火及火渡法 ○無盡及勝負書の秘傳
○神術秘傳の靈物顯す法 ○諸人愛敬及開運の秘傳
○狐狸の遺物を顯す法 ○婦人産後及男女の秘傳
○孤狸の遺物を顯す法 ○婦人産後及男女の秘傳
○易術射覆當てる秘傳法 ○逃走の秘傳法
○易術射覆當てる秘傳法 ○逃走の秘傳法
○易術射覆當てる秘傳法 ○逃走の秘傳法
○易術射覆當てる秘傳法 ○逃走の秘傳法

此書は太古神代の昔より神佛兩道の各行者が新舊九字神祭正式の法諸呪詛諸符の書方諸經文の順序正略等總て神佛兩部に關する事を一切細羅し圖解と解釋を加へ細密に編輯せしものなり

神職祭式寶典

全二册
和紙製
正價十三圓
送料四錢
郵稅四十五錢

神を祭り之を司る者は必ず祭式の要道を知らざる可からず本書は祭式行事作法等を一々圖解にして示し初學者にも敬神の如何を知らせしめ朝夕の祝詞より年中の行事、神前婚儀式より葬式等總て神事に關する事を悉く網羅せり從來の書の如く専門以外は通解し難き物と其趣を異にし皆カナ付圖解なれば平易なる事此上なし神職より神道教導職たるもの或は支部長たるもの皆本書に依て祭式神儀の如何を実行せらるべし

永代萬年曆

上下二册
日本紙製
正價金三圓
郵稅十二錢

曆は毎年伊勢神宮より之を頒布し民之に依て四季を知り春耕し秋收め時を知て山に入り節に從て海を渡る或は父母の年齢及祖先の忌年を察し日の吉凶を見萬事皆曆の徳に依らざるなし之を得れば敬して歳神樹に捧げおき御神體にあはめ祭り人之を六十一年分を保存するに依りしは神靈となりて徳を守護し家は運の隆盛無病長久限りなしと古來云ひ傳へり今紛失なる人は皆之を保存し置くも長年分を保持するに依りて最苦悶し其心を満足を得るに給ふは弘化元年より本館は之が聚年迄八十年餘の曆書なれば陰陽對照曆とし無比の良書也

宗教秘密法門總攬

冊一全

洋裝金六百元 紙數六百餘頁 定價金十五元 郵稅金十八元 出版

本書は世界各國に於ける太古より現代に至る各宗教を網羅し、其實用的實用方面の秘密法門を公開し、あらゆる秘法、奧義、神術、口傳を丁寧切實に解説し、何人も直ちに修行活用し得るやうに、二百餘の圖解を加へ、實地の方式を示し、加持祈禱より神通調伏等一切の眞傳を極めて赤裸々に明記し、之を古賢の實蹟と著者の體験とを以て立證せる空前の珍書也

◎世界各國各民族宗教一覽
◎巴比倫埃及印度南洋の宗教
◎基督教回教日本南洋の宗教
◎印度支那日本南洋の宗教
◎宗教の起源本尊哲理實行
◎巫覡法司祭神術感應術
◎未來法天啓預言救世術
◎新約全書聖靈身供養生天法
◎舊約全書天啓預言救世術
◎回教神聖人身供養生天法
◎大梵天空中神降魔術
◎通世苦行冥想降魔術
◎魂遊法通神降魔術
◎變身法分身飛行術
◎縮地法動物飛行術
◎性格變換物氣星法
◎七十五位二十七戒星法
◎五十二位三十七戒星法
◎五停心觀六神通灰身滅智
◎以上は本書目次の三分の一に過ぎず、佛敎十四宗神道十三教、兩部神道、基督教、回教等五十餘宗派の此迄世に現はざる秘法神術を精研實習すること二十五年の苦心に成れる三百種に亘れる法門は、一つとして洩す所なし、乞ふ一讀以て其眞味を覺れ

稻荷神靈驗記

全洋 正價六十錢 製 冊一送 送料六錢

古來我國に於て神變不思議の神靈を表はし神力の廣大なるは稻荷大神より優れたるはなし如何なる處に於ても赤鳥居は人眼を呼びつゝあり本書は全國有名なる稻荷大神に付き其靈狐の神使を以て諸人を助けし靈驗より稻荷に係る古説より不運者を開運に導きし事靈藥の奇效天狐金狐の活躍を説いて讀者を一驚せしめ更に赤鳥居、赤飯の來歴油揚物の奇談を掲げて益々敬神愛國の念を増さしむ世の人若し稻荷に關する事を知らんとせば本書を閲讀せられよ

神道大秘大全

上製 全 折本 金六十錢 郵稅四錢

神道の諸祭詞數十種あるも皆一部分にて全部に渉る書少なし本書は祝詞を皆集めたるものにて此書一冊を求むれば何神にても其目的の祝詞を奉讀し大に信心に便利を得べし

◎神代式の次第 ◎大國神甲子祭 ◎日待之祓 ◎降來要文
◎中臣祓 ◎惠比須祝詞 ◎送往要文
◎六根清淨大祓 ◎庚申祓 ◎屋待之祓 ◎御神禱酒祝詞
◎一切成就祓 ◎疫神大祓 ◎雨乞祝詞 ◎兵法九字圖解
右の外祝詞は二十餘種類あるも爰に略す

豊受稻荷御眞影

大(金二圓送料十二錢) 幅(滿韓豪華樺四十五錢) 小(金一圓五十錢) 幅(送料六錢)

豊受稻荷大神は、稻倉魂命、大己貴命、太田命、大宮姫命保食命の五柱を總稱したのである大神は我國の主福神で吾か福徳壽を守護する神である何人も大神を信仰するときは福徳壽の三大樂を全ふするのである然るに此御神體を知る人世に少なし故に信者は之れを求め神前に掛け祈念するときは神徳の功驗に依て家運の益々隆盛に進むは勿論家内安全永久の幸福を守護すること疑ひなきは此掛物となす

易學教授と書籍進呈

易學及び其他陰陽道の研究を望む諸氏は直に申込べし本館は易學一切を三ヶ月卒業通信教授を以て傳授す易書神書等は五百餘種類著作及販賣致し居り候教授の規定一切は總目錄に掲載しあれば返信二錢封入照會次第送呈す

○今や全國に千八百餘名の門人を有し大團結を以て盛大を極む來館あれば何時にても門人名簿一覽を許す

神誠館教授部

本館の經營に係る

神誠教會并陰陽寮の建設

本教會は二十餘年來本館邸内になりしを教務の發展上鶴見稻荷山に本院を設け専ら布教に従事す、祭神は伏見稻荷大神に在ます、官幣大社にして畏くも伊勢の外宮豊受大神宮と同神に在ませり、抑々大神は人間生活上の守護神にして國を富まし家を榮えさせ人の不幸不運を開運に導びき、病難は必ず之を助け、人の福德壽を支配する神である、其神徳の廣大なるに依り、古來朝廷に於ても國家主護の神として崇敬淺からず、元和元年安徳天皇の行幸より爾來歷代天皇の勅願御行幸は歴史に徴して幾百回を以て數ふべし、畏くも明治天皇は明治四年には官幣大社に昇格せしめ同年十月を始め同十年十九年と數度の御祈願及行幸あらせられ國民としては何人も敬拜し福德圓滿無病長久家運繁榮の守護を祈念するのである、本教會は國體を基礎とし、皇室を中心に民衆

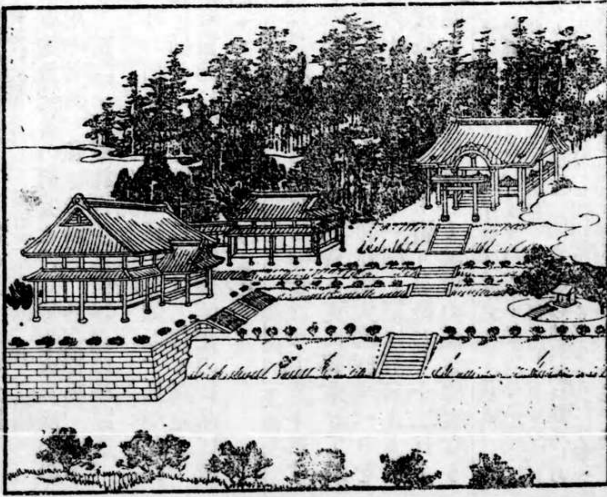
入會信徒を募集す

本教會は世の病難者又は不幸續きの人、或は商業上失敗して困難の人々を救濟せむ爲めに建設したるものにて、實際生活上の幸福を與ふるを目的とすると同時に、又既に幸福なる者は益々發展繁昌して災難を未然に防ぎ、一身の健康長壽より一家の富貴安全を基とし、絶大の幸福を祈念するのである。

- 一、信徒の爲め朝夕福德壽の三樂を祈念し以て安全幸福を完ふする事
- 二、信徒中に病難又は諸々の事故ある時は之を神明に伺ひ以て解決を與ふ
- 三、信徒の爲め數年不運續き又は商業上失敗にて困難の方は神勅を乞ふて救助を講ず
- 四、本教會は信徒の爲め毎年の運氣を神明に伺ひ「運氣豊凶便覽」として發行し無代にて信徒各位に頒布するを例とす

右入會希望の諸氏は其目的を詳記して照會あれば、本教會の會則並に詳細に記載したる神誠教祭神由來を呈呈す

神誠教會本院全圖



神奈川京濱間鶴見稻荷山
東京市本郷區湯島四丁目

神誠教會本院
神誠教會事務所

を教化し若し病難又は不運の人に開運を指導する爲め之を神明に伺ひ神勅を得る道場として陰陽寮を建設し陰陽寮とは神を集ひ神勅を得るの道場なり夫れ我國を神國と云ひ、我道を神道と云ふ神道は惟神の道にして惟神とは事を處するに人を加へず唯だ神に是れ隨ふの謂なり之を以て先皇の國を建るや神祭を以て政事と爲し神勅を以て國是と爲し宮中に陰陽寮を設け國家の大事あるや天皇は勅命を下して之を占はし神慮に依て其吉凶を決せり今に於ても大正三年御即位大嘗祭の齋田を定むるに此大典を舉行せるは實に崇ぶべき事である、本教會は總て古式に則り神勅の祭式を執行し以て開運を指導す

○遠方は皆郵便を以て辨ず、參拜の方は東京より汽車電車の便あり三十五分にて通す

神奈川縣京濱
中央鶴見稻荷山

神誠教會本院
電話鶴見百四十六番

東京市本郷區
湯島四丁目

神誠教會事務所
電話小石川三千六百九番

期米賣買鑑定

一ヶ月分金六圓翌月分今月廿五日迄に申込むべし
特別一ヶ月分金八圓
通信は五日毎に六圓
要所電報部 壹ヶ月金拾圓

本館は二十有餘年來米商の鑑定に従事し、之に關する先見騰落の研究資料は毎年天災風雨の豫知より年の豐凶國家の經濟、稻作收穫、在米需用の増減、各地の關係、外交貿易、大手筋の賣買、時事の出來事等は總て之を調査し、推理と實驗上の既往百年米價變動の事跡等、皆野線に依り統計に現はし、以て其事跡の變動に徴して、其月の相場、天井と底とを知り、且つ之に五日毎に、本館獨特の神勅法に依りて、現はして、其月の相場、天井と底とを知り、且つ之に、引に便ならしむ、其活斷の應用は實に數萬人を以て實地に經驗し、其實驗活用の結晶に依りて年中八割以上の大的中を與ゆることを得つ、あり

期米的中判例

大正十一年六月(御壽寶編纂中)に於ける發會は少しく下落するも三日より活躍せんと買方針を報導して百五十丁の利喰あり十日目先買り更に買乘せて二十日兩三日後の高値は賣を示導して此又二百五十丁の利喰あり七月新甫は尙大暴騰すべきを豫言し極力買方針を標的として讀者に報告せし所百八十丁の高値四十一圓と擡げ五日より高値利喰賣方針を報じて百七十丁の下落三十九圓六十錢臺と擡げ十日も賣りを命じて十二日より十四日迄の間に百四十丁の反動を來し遂に三十八圓七十錢と崩落して讀者の満足偉大なり

正米壹ヶ年高下鑑定

一ヶ年分金六圓也 一ヶ年分は前年十一月發行報告するも雖も時年中十二ヶ月間相場が何月天井か又は何月底入等を野線に現はし之に年中の稻作豐凶及彼岸、入梅土用二百十日等の天災風雨の觀測より各月に亘り其變動に依りて實買の懸引を明細に示したるものなり正米師又は定期米賣買の諸氏又は農家にありても一ヶ年間の大勢を達觀し以て其間の天災地變の有無を豫知し大天井下底落に賣買せば將來を誤る事少く實に千載一遇の好機も皆掌中に見るが如し而して其活用の大小實に讀者の應用を待てり農家も正米師も進んで實地活用せられよ

一代運勢鑑定

鑑定料 金七圓五十錢 郵税金十五錢
筆記日數申込數多日時は、約十日間を要す
但し申込の順に依る

此筆記判定書は人には必ず天賦に備はる運勢の強弱あるを以て先づ其人の生年月日三稟の組織に依りて天稟の性質及運氣の盛衰等を充分に調査し之に依りて初年中晩年の三段に大別して毎年の運氣吉凶等を列記し以て一代間の長月日中身上に依りて變化總ての事項を詳細に調査し以て其吉凶を判定各人別々に筆記せるものなり
一代中三稟の組織に依りて適業の撰定
一代中長壽法及神傳古老仙人の撰定
一代中福徳財寶及學才の有無の撰定
一代中火難水難及諸災難を豫知の撰定
一代中三稟組織に依りて運氣盛衰の撰定
右は神勅易斷を以て詳細なる名説及實驗を加て其人の一代無事開運の方法を筆記せしものなり之に依りて一代の方向を決する時は凶を避け吉を得必ず開運發達に至ることを證す
○望む人速に申込みて一代の幸福を得らるべし
○望む人速に申込みて一代の幸福を得らるべし
○望む人速に申込みて一代の幸福を得らるべし

家相鑑定

一家全部新築は金三圓以上
五圓以上
但し遺作缺張等の一ヶ所二圓也

家は人の永久に住む處なれば其建築の際には必ず家相の吉凶を撰むべし家相にして、井戸、雪隠等の位置凶なる時は其家に諸病難生じ家運の異變ありて盜難火難不時の災難等あり、又地相の凶も同じ故に全部の新築火勿論の事假令小なる缺張の遺作と雖も其の吉凶を撰み家運但家相鑑定申込むは概略圖面を送附せらるべし

姓名判断

生兒命名 一圓也
改名撰定 一圓也

姓名は體を顯はし性格の實を示す故に善き名は善果を收め惡き名は惡果を生ず而して人の姓名は生年月日三稟組織即ち其人の天賦に歸はる稟性と文字の畫數等に依り命名を爲すものなり、此推理に依り命名を附したる者は一代幸運必ず成功すること疑ひなし之に反し凶惡なる命名は一代不幸必ず一代不運にして各種の病氣又は不時の災難に遇ふこと往々あり故に不運の人は必ず改名し又出生早々生年月日を記し命名の撰定を申込み一代の幸運を得らるべし

縁組及適業撰定

判定料

縁組

二圓五十錢 適業 二圓五十錢

生年月日を明細に記し申込むべし

郵送料 各六錢

○縁組は男女一代中最も重大の事にして若し其撰定の悪しき時は家内苦情争ひ事絶間なく遂に一家破滅の非運に陥る事あり又之が選定の吉なる時は家内和合し何事も仕合能く幸運盛大の慶福を得べし且選定は男女兩人の生年月日三稜の組織に基き明確に判定す

○適業は人の運氣一代の開運に大なる關係を及ぼすものにして若し其人に適する業務を撰定するときは實に旭の昇るが如く大發展を爲すものなり又之を知らずして不適業に就くときは五年十年の苦心も水泡に歸すること往々あり故に必ず適業を選むこと肝要なりとす本館は各自の天運に依り幸運日來き業務を選定し報告す

一年運勢

○判定料 金三圓郵税九錢
生年月日を明細に記し申込むべし

一事件

○通常判定 金一圓九十錢
郵税三錢
○特別重大件 金一圓
郵税六錢

何人も一年中の運勢は大切の事である幸運の年は總てが順調であるが之に反し不運の年は折角思ひ込みたる商賣も失敗し又病難不時の災難に遭ひ永年の貯蓄も其の爲に水泡に歸することあり之を前知する方法は其人の生年月日三稜の組織に依り年廻り月廻り等を充分に精査し之に本館獨特の神易正式の神助法を加へ以て十二月の運氣吉凶を明示して重要なる年等は之れに依り無事幸運を指導す

運勢、願望、仕官、病氣、醫方、待人、失物、天候、賣買、轉宅、旅行、走人、訴訟、求婚、盜難、雇人、漁事、養蠶、其他
書狀鑑定 自宅判定(自午前八時~至午後五時)

右の外何事も需に應ず且判定料及書物代送金の際は東京本郷新花町郵便局取組、又は振替口座は東京五三六五番に御送金被下度候○郵便切手代用にて送附の際は必ず一割増の事

○注意 近來本館の發展易斷的好成績に連れ各地に同館號及同名を稱し自宅鑑定及巡業著續出し顧客をして本館と誤らしむること多ければ特に本館の鑑定を請はる、方々は本館の所在番地を御記憶賜はると共に本館よりは決して易斷の爲め何者をも出張又は巡業せしめざるものなることを豫め御承引願上置候

●本館の位置 東京市本郷區湯島四丁目、五番地、神田明神坂上宮本町電車停留場神田明神前通り凡半町北電車通り

189
500

終

SHINSEIKAN